

都留市商家資料館および尾県郷土資料館における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

1. はじめに

本ガイドラインは、全国博物館協会「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（以下「全博協ガイドライン」）を基に、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として博物館が実施すべき基本的事項を整理したものである。特に貴重な文化財を展示する博物館という性質を踏まえた上で施設の再開に際して利用者と職員の安全を確保することを目的とする。

本ガイドラインでは都留市商家資料館および尾県郷土資料館の開館および開館維持の前提となる感染防止対策に関する基本的事項を定めることとし、博物館を管理する者（以下「施設管理者」）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインを踏まえて新型コロナウイルスの感染防止に取り組むものとする。

本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は施設の規模や設備を十分に把握し、企画展やイベント等の形態を十分に踏まえた上で、当該施設の従業員や民間事業者等（以下「従事者」）および施設に来館する者（以下「来館者」）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため最大限の対策を講ずることが求められる。

3. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主要な感染経路である(1)接触感染、(2)飛沫感染について従事者や来館者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、市外からの来館者が想定される企画展特別展やイベント等については特に(3)、(4)で述べるリスク評価についても留意が必要である。

(1)接触感染のリスク評価

新型コロナウイルスは物体表面上で長時間生存することが確認されており、不特定多数による高頻度接触部位については主要な感染源の一つである可能性が指摘されている。間

接的接触による他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。

(2) 飛沫感染のリスク評価

施設の換気状況を踏まえ、展示室内における人と人との距離（ソーシャルディスタンス）が維持できる入館者数を把握し、飛沫感染のリスク評価を行う。

(3) 集客施設としてのリスク評価

市外、県外からの来館が見込まれるか、展示室内における人と人との距離（ソーシャルディスタンス）が維持できるかなどを過去の動員状況や見込みを基に判断して評価する。

(4) 地域における感染状況のリスク評価

都留市内において、感染者の確認または感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理、各種イベント実施への影響について評価する。

4. 企画展特別展（各種イベント含む）の実施に際して講ずるべき具体的な対策について

博物館は前述のリスク評価の結果を踏まえ、施設が所在する都道府県の知事からの要請等に留意し、「3つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避け、感染拡大防止に向けて必要な処置を取ることが求められる。「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は臨時休館等の処置を講じる。

5. コロナウイルス感染者の来館確認および急病人発生時の対応について

施設内において新型コロナウイルスの感染が疑われる急病人が発生した場合、以下のような対応を実施する。

○館内における急病人発生時の対応フローについて

(1) 持病等で原因がはっきりしている場合

1. 必要に応じて別室への移動を行うが、移動によって症状を悪化させることが想定される場合は移動せず、すみやかに医療機関の紹介または救急搬送を要請する。
2. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、周囲の来館者に混乱が生じる可能性があるため、適切に事情を伝えて混乱を防ぎ、ネット等への投稿についても注意喚起を行う。

(2) 感染が疑わしい場合

1. 職員は使い捨てマスク、手袋、エプロン等を着用し、速やかに別室へ移し隔離する。
担当職員は可能な限り濃厚接触を短時間に収めるよう努め、使用したマスク等については汚染物として管理、破棄、速やかに衣服や露出部分、手指について洗浄・消毒を受ける。
2. 事前に保健所に連絡の上で救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに、医療機関・保健所と連携して情報の共有を図り、情報公開等を含めた事後の対策を講ずることとする。

る。

3. 急病人が感染者と疑わしき場合は即座に開館を中止し、館内滞在中の来館者に対して氏名、連絡先等を確認し事後に備えるとともに、観覧中の場合には払い戻し対応等を必要に応じて講じる。
4. 入館者の立ち入ることのできる箇所は汚染されているとみなして新規感染者を生じないように留意する。

○展示室内の消毒時における専門家、学芸員の意見聴取、立会いについて

感染者の発生が確認され、保健所等の指導による展示室等の消毒が行われる場合、消毒剤の種類、噴霧方法によっては展示物や展示ケースの棄損が懸念される。薬剤の噴霧方法、種類によっては展示物や展示ケースへの不可逆なダメージを与える可能性があるため、専門家の意見を踏まえ、学芸員立ち合いの下で作業を実施する。

1. 館内における感染者の来場、発生確認。
2. 保健所への通報、展示品の各所有者へ連絡する。
3. 事前に専門家、学芸員を交え、消毒業者と消毒剤の種類、散布方法について協議する。
4. 展示品の各所有者に対し、消毒方法について通達する。
5. 展示室内の消毒時には必ず学芸員が立ち会い、必要に応じて指示する。

○感染者発生時の注意喚起について

館内で感染者が発生した際には来館者への注意喚起を講ずる必要がある（ホームページ上での感染者発生事実の周知等）。また、当該日時に来館した来館者に対して、後述のチェックシートを基に速やかに保健所、医療機関への情報交換を行い、協議の上速やかに連絡する。

6. 来館者の安全確保のために実施すること

来館を予定している方々に対し、ホームページやSNS、告知物によって来館前の検温実施、マスク着用要請、来館自粛を求める条件について発信する。また入館時の手指消毒等の予防策についても周知を徹底し、協力を呼びかける。

○来館者に依頼する確認事項、および来館自粛条件の提示について

- ・ 訪問前の検温により平熱より1度以上の発熱がある場合。
- ・ 咳・咽頭痛などの諸症状が発現している場合。
- ・ 2週間以内の海外、感染流行地域への訪問歴等がある場合。
- ・ その他、味覚症状等新型コロナウイルス感染の可能性が疑われる場合。

○来館者に対する実施事項について

- ・ 既設の来館者受付表に住所氏名連絡先の記入を求める。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を要請する。マスクを持参していない来館者に対してはマスクを配布し、消毒液は、当該施設内に適宜設置して、不足が生じないよう定期点検する。

7. 施設管理

○館内

- ・清掃、消毒、換気を実施する。
- ・他者と共有する展示ケース、椅子、階段手すりなどは定期的に消毒作業を実施する。
- ・露出展示をしている展示物については来館者が接触する可能性があるため触れないよう注意喚起を行う。

○休憩スペース

- ・対面での会話を回避するよう促す。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・従事者が使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒を行う。

○トイレ

- ・不特定多数利用するため入念に清掃・消毒を行う。
特に個室施錠部、蛇口等については間接感染の原因となるため定期的な消毒が求められる。
- ・飛散防止のため、洋式トイレの場合は蓋を閉めて汚物を流すようパネル等で掲示する。